

経理処理の概要 (解約・払済)

- 保険商品について
本資料は「一定期間災害保障重視型定期保険（ネオdeきぎょう）」、「一定期間災害死亡保障重視型生活障害定期保険（ネオdeきぎょうワイド）」について契約者を法人とする生命保険契約の税務の取り扱いを記載しています。当社生命保険商品は無配当です。契約者配当金の取り扱いがないため、配当金の処理について記載はございません。
- 仕訳・勘定科目
仕訳・勘定科目は経理処理の一例を記載したものです。実際の取り扱いについては、税理士または所轄の税務署等にご確認ください。
- 税務の取り扱いについて
2023年2月時点の法令等にもとづいたものであり、将来的に変更されることもあります。変更された場合には、変更後の取り扱いが適用されますので、ご注意ください。詳細については、税理士や所轄の税務署等にご確認ください。

解約時の経理処理

- (1) 解約した場合の経理処理（例1）※保険料支払時に支払った保険料すべてを損金算入した場合
 受け取った解約返戻金は「雑収入」とします。

解約時の経理処理		仕訳例									
1	<ul style="list-style-type: none"> ● 解約返戻金500万円の場合 ● 解約返戻金を「雑収入」として処理します。 	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">借方</th> <th colspan="2">貸方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現金・預金</td> <td>500万円</td> <td>雑収入</td> <td>500万円</td> </tr> </tbody> </table>		借方		貸方		現金・預金	500万円	雑収入	500万円
		借方		貸方							
現金・預金	500万円	雑収入	500万円								

- (2) 解約した場合の経理処理（例2）※保険料支払時に支払った保険料を資産計上した場合

受け取った解約返戻金等は「現金・預金」等で資産計上し、保険料支払時に資産計上した「前払保険料」を取り崩すことで差額を益金または損金に算入します。

解約時の経理処理		仕訳例													
1	<ul style="list-style-type: none"> ● 解約返戻金500万円、前払保険料300万円の場合 ● 前払保険料を取り崩し、受取金との差額を「雑収入」として処理します。 	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">借方</th> <th colspan="2">貸方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現金・預金</td> <td>500万円</td> <td>前払保険料</td> <td>300万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>雑収入</td> <td>200万円</td> </tr> </tbody> </table>		借方		貸方		現金・預金	500万円	前払保険料	300万円			雑収入	200万円
		借方		貸方											
現金・預金	500万円	前払保険料	300万円												
		雑収入	200万円												
2	<ul style="list-style-type: none"> ● 解約返戻金300万円、前払保険料500万円の場合 ● 前払保険料を取り崩し、受取金との差額を「雑損失」として処理します。 	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">借方</th> <th colspan="2">貸方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現金・預金</td> <td>300万円</td> <td>前払保険料</td> <td>500万円</td> </tr> <tr> <td>雑損失</td> <td>200万円</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		借方		貸方		現金・預金	300万円	前払保険料	500万円	雑損失	200万円		
		借方		貸方											
現金・預金	300万円	前払保険料	500万円												
雑損失	200万円														

払済時の経理処理

- ・保険料の全額(特約に係る保険料の額を除く)が役員または従業員に対する給与となる場合を除きます。
- ・詳細は法人税基本通達9-3-7の2を参照ください。

- (3) 払済終身保険に変更した場合の経理処理(例3) ※保険料支払時に支払った保険料すべてを損金算入した場合
 変更時点における解約返戻金相当額を、払済保険に変更した日の属する事業年度の益金に算入します。

	払済時の経理処理	仕訳例			
		借方		貸方	
1	<ul style="list-style-type: none"> ● 変更時点の解約返戻金500万円の場合 ● 解約返戻金相当額を「雑収入」として処理します。 	積立保険料	500万円	雑収入	500万円
2	<ul style="list-style-type: none"> ● 変更時点の解約返戻金550万円(内50万円は現金として受領)の場合 ● 解約返戻金相当額を「雑収入」として処理します。 	積立保険料	500万円	雑収入	550万円
		現金・預金	50万円		

- (4) 払済終身保険に変更した場合の経理処理(例4) ※保険料支払時に支払った保険料を資産計上した場合
 変更時点における解約返戻金相当額とその保険契約に係る資産計上額との差額を、払済保険に変更した日の属する事業年度の益金または損金に算入します。

	払済時の経理処理	仕訳例			
		借方		貸方	
1	<ul style="list-style-type: none"> ● 変更時点の解約返戻金500万円、資産計上の前払保険料300万円の場合 ● 解約返戻金相当額と保険契約に係る資産計上額の差額を「雑収入」として処理します。 	積立保険料	500万円	前払保険料	300万円
				雑収入	200万円
2	<ul style="list-style-type: none"> ● 変更時点の解約返戻金550万円(内50万円は現金として受領)、資産計上の前払保険料300万円の場合 ● 解約返戻金相当額と保険契約に係る資産計上額の差額を「雑収入」として処理します。 	積立保険料	500万円	前払保険料	300万円
		現金・預金	50万円	雑収入	250万円